



JFニュースレター 2021.11.9

新型コロナウイルス対策の新たな水際対策 に関するお知らせ

政府は、11月5日、新型コロナウイルス感染症対策基本方針において、「水際措置の段階的な見直しに取り組む」とされたことを踏まえ、受入責任者（受入企業）が業所管省庁（外食業は農林水産省）から事前に審査を受け、受入責任者が入国者の行動管理等に責任を持つことにより、14日間の自宅待機期間内の行動制限の緩和、及び外国人の新規入国制限の緩和を実施する旨公表致しました。

新たな緩和措置の内容は、

- 1 企業等受入責任者の管理の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限を緩和**
入国後最短で4日目以降の行動制限（待機）を緩和し、受入企業が事前に農林水産省に申請書を提出して審査を受ければ、審査済みの活動計画書に沿った入国者の活動を認める。
- 2 外国人の新規入国制限の緩和**
現在、原則として外国人の新規入国については一時停止されているが、短期ビジネス滞在、長期滞在については、受入企業が農林水産省に申請書を提出して審査を受ければ、新規入国を許可する。

とされております。

また、入国後、受入責任者は入国者の待機期間中の健康管理や行動管理等の対応を求められることとなっております。

詳細な対策措置の内容、申請の具体的な様式や手続き、お問い合わせにつきましては、以下までお願い申し上げます。

■農林水産省ホームページ：水際対策強化に係る新たな措置に関する受付窓口

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html#c02

■農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課

電話番号：03—6738—7898

本ニュースレターに関する問い合わせは担当：金丸・石井（03—5403—1060）までお願い申し上げます。